

## 排水施設等技術基準

1. 排水設備は、公共下水道管理者である浦安市の下水道条例及び下水道条例施行規則で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
2. 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
3. 排水設備は、塩化ビニールその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
4. 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
5. 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。
6. 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である浦安市の下水道条例及び下水道条例施行規則で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。
7. 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
8. 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
  - イ. もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
  - ロ. 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
  - ハ. 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
9. ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができるふた）を設けること。
10. ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあっては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあってはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。